

第7回 倫理委員会有識者懇談会 議事要旨 (2023年5月22日)

I 日時：

2023年5月22日(月) 10:00~12:00

II 場所：

日本公認会計士協会 ホール2/オンライン会議

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、青克美、井上隆、梅津光弘、遠藤元一、後藤敏文、佐藤淑子、
前原康宏、弥永真生、小作恵右(オブザーバー)

○ 日本公認会計士協会(説明者)

後藤紳太郎(副会長)、樋口誠之(委員長)、山田雅弘(副委員長)、
武藤智帆(副委員長)

IV 議事要旨：

1. 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」の改正 及び倫理規則研究文書「報酬関連情報の開示に関するQ&A」(公開草案)の公表

担当副委員長から、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務
ガイダンス)」の改正及び倫理規則研究文書「報酬関連情報の開示に関するQ&A」の公
開草案について説明がなされた。

【主なご意見】

<倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイダンス)」>

[実務ガイダンス Q410-13-1]

- 依頼人が算定した報酬に関する情報と倫理規則に基づく報酬関連情報との差分
については、元々そのような不一致が生じないように、報酬の集計範囲や算定方
法等について、期首の段階で、会計事務所等と依頼人の経営者や監査役等との間
で、十分な協議を行うことが重要である。
- 依頼人側と監査人側の報酬額が一致することは通常あり得ないと考えられるた
め、一致した報酬額の開示によって、監査人と依頼人間で恣意的な調整が行われ、
馴れ合いの阻害要因が生じているとの批判を覚悟する必要がある。
- 「一致する」ではなく、内容的には「双方の情報に齟齬がないようにする」や「齟

齟齬を来さないようにする」と記載する方がよい。

- 双方の情報に齟齬がないことが重要と考えるが、若干のずれが生じる場合も考えられるため、「実質的に齟齬がない」の記載ではいかがか。

(質問への回答)

- いただいたご意見を踏まえ、「一致する」という言葉の意味とともに、当該記載について検討させていただきたい。

[実務ガイダンス Q410-13-4]

- 監査基準報告書 700 実務ガイダンス第 1 号「監査報告書に係る Q&A (実務ガイダンス)」(公開草案) Q1-11「監査報告書における報酬関連情報開示の省略等」では、「監査報告書における報酬関連情報は、(中略) 金商法監査と会社法監査の両方を受けている場合の会社法監査の監査報告書において、記載を省略することができる。」とされており、本実務ガイダンスの Q410-13-4 における記載と表現が異なっているように思われる。

(質問への回答)

- 整合性は考慮する必要があるため、当該監査基準報告書と照らし合わせた上で、検討させていただきたい。

<倫理規則研究文書「報酬関連情報の開示に関する Q&A」(公開草案)>

[公表物の体系]

- 研究文書として公表することの意味合いだが、実務ガイダンスとして実務上の取扱いをはっきりと示すことではなく、いわば研究段階の見解を示すことを目的としているのか。
- 研究文書という名称は、JICPA 内で慣行的に使用しているものと認識しているので、文書の位置付けが明らかであれば名称自体は問題ないとする。
- 研究文書のタイトルだが、倫理規則を遵守するために必要な報酬関連情報の開示に関する文書と理解した。ただし、依頼人による報酬の開示に関する文書であると誤認する可能性があるため、例えばタイトルを「倫理規則に基づく報酬関連情報の開示の取扱いに関する Q&A」と修正してはどうか。
- 研究文書の「はじめに」において、研究文書の性格に関する記載が不明瞭であるため、例えば、「実務の拠り所となり得る一般的な対応方法と考えられるものを、実務上の参考として示すものである」等の記載に修文することが望ましい。
- 研究文書として、推奨される実務を提示していると理解するが、各 Q&A の回答において「～できると考えられる」という文末表現が多い。JICPA が、記載している実務を望ましいと考えているのならば「考えられる」よりも明瞭な表現を用い

る方がよいのではないか。

- 文末表現を「考えられる」とすると、必須又は参考情報が判然としないため、確定的に記載できる箇所に関しては、明瞭な表現とすることが望ましい。

(質問への回答)

- 今回の研究文書は、倫理規則と異なり規範性はないが、実務上の細かな手続等を示し、これらについての考え方を実務上の参考とされることを目的としている。なお、通常の実務ガイダンスでは、細かな手続まで言及していないが、今回の報酬に関する事項に対しては、実務の面で具体的にどうすればよいかという問合せが複数あり、その声に応えるために、実務ガイダンス外での細かな手続的な部分を補足する文書として、研究文書という位置付けとなった。
- 表現については、検討させていただきたい。

[「報酬関連情報の開示に関する Q&A」(公開草案) Q1]

- 事業報告においても、監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」が適用されるため、「会計事務所等は、会社法に基づく監査の監査報告書において開示を省略する場合であっても、金融商品取引法に基づく監査の際の検討に先立ち、依頼人が開示する報酬に関する情報について検討することが考えられる。」では、表現として弱いと考える。
- 「金融商品取引法に基づく監査の際の検討に先立ち」と記載しているが、金融商品取引法に基づく監査を、必ず会社法監査の後に行わなければならないという規定はないため、例えば「その会社法上の監査の際に」等の記載で問題ないと考えられる。

(質問への回答)

- 監査基準報告書等との整合性を踏まえ、検討させていただきたい。

[「報酬関連情報の開示に関する Q&A」(公開草案) Q4]

- 訂正監査に関する報酬について、「事後的に監査報酬が合意された会計年度の監査報酬に含めて開示することが考えられる」との記載では、事前に監査報酬についての合意がない状態で訂正監査を引き受けていると読める。監査報酬は発生主義により認識するものと理解しているが、この記載では、発生しているにもかかわらず、具体的な監査報酬が合意されていないため、会計事務所等は当該報酬を報酬関連情報に含めないことが許容される印象を受ける。会計事務所等に対して、発生主義に基づく報酬を認識しないことへのセーフハーバーを与えることにならないか懸念している。
- 報酬の認識については、原則として発生主義とし、合意の時期等の事情により例外的な状況が生じた場合には別の取扱いとするような記載にしないと、誤解を招

く可能性がある。

- 訂正監査の報酬について、実務上、発生主義で認識しているのかは疑問である。

(質問への回答)

- いただいたご意見を踏まえ、あるべき取扱いを検討させていただきたい。

[今後のスケジュール]

- 本研究文書を公表することで実務上の参考となるため、会計事務所等だけでなく、依頼人を含む対外的な周知を行っていただきたい。
- 会計事務所等における実務面だけでなく、財務情報の利用者の観点も含めて欲しい。利用者からすると、監査報酬の急激な増減や、会計事務所等の交代などについては関心がある。これらについては、今後の課題として検討いただきたい。

2. 2024 年倫理規則改正に影響する IESBA 倫理規程改訂の概要

担当副委員長から、2024 年の倫理規則改正に影響する国際会計士倫理基準審議会 (The International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) 倫理規程改訂 (PIE の定義、業務チームの定義及びグループ監査、テクノロジー) の概要について、説明がなされた。

【主なご意見】

<PIE の定義>

- 公認会計士法上の大会社等の定義との関係が課題となるが、国際的な整合性を踏まえた検討を行い、日本における PIE の定義のみが、諸外国に比べて広範となつて実務負担が生ずることのないよう留意されたい。

<テクノロジー>

- 守秘義務に関する R114.2 項の改訂により、公表済みの情報が守秘義務の対象になるということだが、公表済みの情報に対して守秘義務が求められるという点についてそもそもの矛盾を感じる。
- 守秘義務に関する R114.2 項の改訂については、新たに規定が追加された背景を解説いただければ、改訂の意図がわかりやすくなると思われる。
- Chat-GPT を始めとした生成 AI を公認会計士が利用する場合、現状ではその生成過程を説明できない。生成過程はブラックボックスとなっており、入力さえ行えば、専門家の批評に耐え得るそれらしいものが生成されてしまう。生成 AI に対する日本のスタンスは、厳格な議論が進む欧米と比較するとあまりにも異なっており、JICPA でも十分な議論を行う必要があると思われる。
- 生成 AI の発展速度はすさまじく、検討に関して時間的な猶予はほぼないと考え

ている。来年の今頃には時既に遅しとなる可能性も考えられ、JICPA として、学会の関係者や有識者などを集め、組織的なディスカッションを進めていくべきである。

- 生成 AI は、報酬のディスカウントや算定方法にも今後大きな影響を与えると思われる。また、テクノロジーによる職業倫理の問題を検討する必要がある一方で、使い方によっては大変役に立つものであるため、業界にアラートを出してテクノロジーとどのように付き合っていくかを検討する必要がある。

(質問への回答)

- 守秘義務に関する当該改訂については、現行の倫理規則との整合性も含め検討を進めていくとともに、改訂経緯についても十分な説明を実施したい。
- Chat-GPT を始めとした生成 AI については、公認会計士の倫理にどのような影響を与えるかに関する議論が IESBA において始まっている。テクノロジーに関する IESBA 倫理規程の改訂は今回で終わりではなく、テクノロジーの急速な進化に伴い、次の改訂に向けたフェーズが始まっている。その中で、生成 AI 以外にもどのようなテクノロジーのテーマをどのような形で規定に取り込むかが議論されているため、動向を注視するとともに、日本においても検討を進めていきたい。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上